

第93回「まちづくり対話集会」

テーマ：商店街の活性化

平成28年10月18日(火)

旭川地場産業振興センター

2階 会議室

「旭川市商店街の活性化に関する条例」

(平成27年12月15日制定)

条例制定の趣旨

- 商店街は、身近な買物の場としてだけでなく、祭りやイベントの実施など地域のにぎわいを創出するとともに、防犯・防災、高齢者・子育て支援等の地域課題の解決など、住民が憩い・交流し、安心して生活するための地域コミュニティの核として重要な役割を果たしています。
- しかしながら、近年、社会経済環境の変化に伴い、商店街の商店数が減少しており、また、経営者の高齢化や後継者不足、商店会への非加入店舗の増加等により、商店会の弱体化や活力低下が生じ、商店会が本来持つ役割を果たせなくなっているのが現状です。
- 商店会が衰退することは、市内の各地域コミュニティの維持・存続についても少なからず影響があり、さらに地域住民の日常の買物の場が失われると、地域住民の暮らしにも影響してきます。
- このため、本条例は、市民の皆さんの理解と協力のもと、商店街で事業を営む事業者や商店会をはじめ、関係団体や市がそれぞれの役割のもと連携して商店街の活性化に取り組むことで、地域の発展や市民生活の向上を目指していく内容になっています。

☛ 商店街とは：小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域をいいます。

☛ 商店会とは：商店街振興組合、商店街振興組合連合会その他商店街の活性化を目的として組織された事業者の団体をいいます。

条例の目的

商店街が地域のにぎわいづくり、地域コミュニティの維持及び強化並びに地域住民の利便の確保に果たす役割の重要性に鑑み、商店街の活性化に関する基本理念を定めるとともに、事業者、商店会、経済関係団体、市等の責務を明らかにすることにより、商店街の活性化を図り、もって地域の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とします。



基本理念

商店街の活性化は、市民の理解及び協力を得て、事業者、商店会、経済関係団体、市等がそれぞれの役割を認識し、協働して推進されなければならないとしています。



市民の理解と協力

市民は、商店街の活性化が地域の発展及び市民生活の向上に寄与することを理解し、商店会が実施する商店街の活性化に関する事業に協力するよう努めるものとします。



各主体の責務・役割

—事業者の皆さんは—

- 自らの事業の発展及び魅力の増進に努めるものとします。
- 商店会に積極的に加入するよう努めるものとします。
- 商店会が行う商店街の活性化に関する事業に積極的に参加し、及び協力するよう努めるものとします。

—経済関係団体は—

- 事業者に対する経営の指導、経営に関する情報の収集及び提供並びに事業者との共同事業の実施等を通じて、商店街の活性化に努めるものとします。

—旭川市は—

- 事業者、商店会、経済関係団体、市民等と協働し、商店街の活性化のために必要な施策を推進するよう努めるものとします。
- 商店街に関する情報を収集するよう努めるものとします。
- 商店会が実施する商店街の活性化に関する事業に対して、必要な支援を行うよう努めるものとします。

—商店会は—

- 商店街の活性化に関する事業を積極的に行うこと等により、魅力ある商店街の形成に努めるものとします。
- 市民からの意見の聴取に努めるものとします。
- 商店会の会員の増員、商店会の相互の連携その他その組織の基盤を強化するための活動を行うよう努めるものとします。

—大型店設置者は—

- 大型店設置者の店舗が地域において果たし得る役割を理解し、地域の発展に資する活動を自ら又は商店会等と連携して行うよう努めるものとします。

—建物所有者等は—

- 商店街において土地又は建物を事業者に貸し付けている方は、当該事業者が商店会に加入するための支援を行うよう努めるものとします。

「旭川商店街サポートセンター補助金」

○旭川商店街サポートセンター補助金

旭川商店街サポートセンターが行う次の事業に対する補助金の交付

- 商店街活動に対する指導助言
- 商店会が取り組む事業に対する助成（助成事業）
（地域マルシェ開催補助を含む）
- 商店街活性化のために自らが取り組む事業（自主事業）

※平成28年度予算額：680万円，平成27年度決算額：655万円，平成26年度決算額：270万円

旭川商店街サポートセンターとは

【設置目的】

旭川市内の商店会がその活性化のために取り組む事業を支援するとともに、自らも必要な事業を行い、商店街の振興を図ることを目的とする。

【事務局】

旭川市商店街振興組合連合会事務局

【設立年月】

平成13年6月

商店街サポートセンター助成メニュー

平成27年度助成実績

- ・助成件数：17商店会，23事業
- ・助成額計：472万9千500円

事業区分	事業内容	助成率・助成限度額	27年度実績
商店街拠点化促進事業	商店会等が主体的に実施する商店街等を地域のまちづくりの拠点とするために取り組む事業	対象経費の10分の10以内 ※限度額：30万円	4商店会，4事業
販売促進等共同事業	商店会等が組合員（会員）と共同で取り組む販売促進に関する事業	対象経費の10分の10以内 （広告宣伝のみは， 対象経費の3分の2以内） ※限度額：30万円（広告 宣伝のみは，15万円）	3商店会，3事業
環境整備・ 組織体制整備・ 情報発信事業	商店会等が実施する商店街の環境美化・環境整備に関する事業，商店会の組織体制の整備及び商店街の情報発信の強化に関する事業	対象経費の3分の2以内 ※限度額：20万円	2商店会，2事業
人材育成事業	商店会等が実施する組合員（会員）等を対象とした人材育成に資する事業	対象経費の3分の2以内 ※限度額：30万円	実績なし
調査研究・ 計画策定事業	商店会等が主体的に取り組む調査研究事業及び計画策定事業	対象経費の3分の2以内 ※限度額：30万円	実績なし
顧客交流事業	商店会等が主体的に取り組む地域住民や地域団体との交流、地域マルシェ開催に係る事業（平成27年度；地域マルシェ事業は別区分）	対象経費の10分の10以内 ※限度額：20万円	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客交流事業 9商店会，9事業 ・地域マルシェ開催事業 5商店会，5事業